

2025年2月20日

各位

(一財)長野県建築住宅センター

2025年法改正施行における確認申請の取扱いについて

平素は、一般財団法人長野県建築住宅センターをご利用いただき、誠に有難うございます。
建築基準法等の改正法が令和7年4月1日に施行され、建築確認等の手続きが大幅に変更されることから、施行日前に現行4号建築物に関する確認申請書が多く提出されることが想定されます。
つきましては、確認申請の取扱いを下記のとおりとさせていただきます。
法改正に向けた円滑な移行のため、ご理解とご協力をお願いします。(法改正の内容及び詳細等については、国土交通省又は当センターホームページをご覧ください。)

記

- ① 改正法の施行日の2週間前(令和7年3月14日)までに確認申請書の提出をお願いします。
4号建築物の確認申請について、法定審査期間(7日以内)及び補正に係る期間を考慮し、令和7年3月31日までに着工予定の建築物については、原則として令和7年3月14日(金)までに長野県建築住宅センターに確認申請書の提出をお願いします。
※令和7年3月31日までの確認済証の交付を確約するものではないことをご了承ください。
※3月31日までに着工予定の建築物の、3月15日以降の申請の取扱いについては、センター各事務所に個別にご相談ください。
- ② 改正法は令和7年4月1日以降に着工される建築物に適用されます。
令和7年3月31日までに審査が終了せず、令和7年4月1日以降の建築確認となる現行4号建築物は改正法が適用されます。
新法2号建築物(2階建以上又は平屋建かつ床面積200㎡以上の木造住宅等)に区分が変わる建築物は、新たに省エネ規定及び構造関係規定等の審査が必要になります。
※その際は、申請書第三面及び第四面を新様式に差し替えていただくようご協力ください。
また、手数料の加算をさせていただきますのでご了承ください。
- ③ 関係機関の手続き等が必要な建築物は事前に相談・手続きをお願いします。
 - 建築基準法第93条第1項による消防長等の同意が必要な建築物は、確認申請前に十分な余裕を持って、申請地を管轄する消防部局に相談をお願いします。
 - し尿浄化槽を設置する場合は、確認申請前に十分な余裕を持って、市町村役場の担当部局に手続きをお願いします。
- ④ 新法対応建築物の事前相談について
現行4号物件のうち、4月1日以降着工予定の新法2号建築物については、3月中の交付を希望されている現行4号物件の審査に支障のない範囲で、事前相談(事前申請)をお受けします。ただし、対応できる件数に限りがありますので、センター各事務所に個別にご相談ください。
この場合において、正式な引受は4月1日以降になります。また、事前相談(事前申請)は電子申請ではお受けできませんので、紙による申請としてください。